



こんにちは、窪田出(くぼたいずる)です。9月の第三回定例会市議会も閉会し、H26年度決算審議他が可決されました。

今年は地方創成元年と呼ばれ、昨年、国は「まち・ひと・しごと創成本部」を設置し「まち・ひと・しごと創成法」が施行、「東京一極集中の是正」「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの視点を中心に地方創成に取り組むとしています。

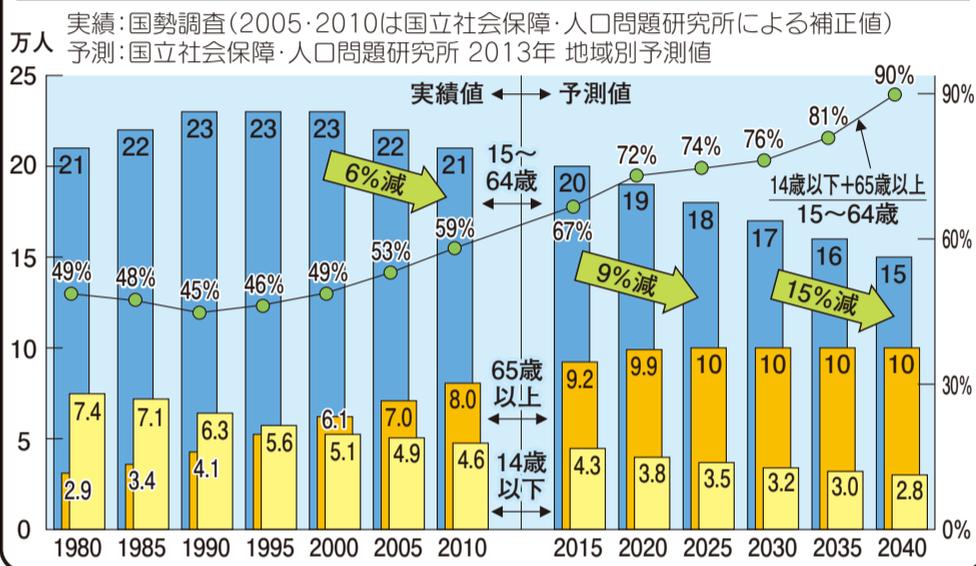
本市においても人口減少、超高齢社会は現実のものとなっており、高校卒業後に首都圏へ就学、就職等により本市へ戻らない若年層世代が増え、社会要因による人口減少(人口流入よりも人口流出が上回る状況)が続いています。

こうした状況の下、本市の市税収入は減少及び社会保障費の増大により、将来、財政状況の悪化が危惧されます。

今後は、市税収入の維持、拡大に資する施策として、産業振興面では、「市外企業の本市への誘致」「首都圏で就学された若者への雇用確保」、住宅政策では「Uターン、Iターンの推進」や「空き家の利活用」への力点を置いた施策の展開が重要と考えており、積極的に政策提言を行ってまいります。

### 現役世代が減り続ける前橋市

年齢階層別にみた前橋市(現市域)の在住者数(1980-2040)



### 議会活動 [本会議総括質問一覧]

#### 第二回定例会(6月)

- |                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 1 空き家対策について    | ① 空き家対策について ② 具体的な施策の展開 ③ 今後の取り組み |
| 2 エネルギー政策について  | ① HEMS補助金制度 ② 分散型エネルギー            |
| 3 地域の諸課題について   | ① 第五コミュニティセンター ② 都市計画道路 ③ 区画整理事業  |
| 4 赤城山の観光振興について | ① 大沼の水面利用                         |
| 5 手話言語条例について   | ① 全国ろうあ者大会への取り組み ② 本市における条例の考え方   |



#### 第三回定例会(9月)

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 1 競輪事業について              | ① 収支状況 ② 一般会計繰入金と積立基金 ③ 繰入基金の特定財源化 ④ 民間委託     |
| 2 日赤跡地利用について            | ① 進捗状況 ② 前橋版CCRC ③ 医療施設の設置 ④ 今後のスケジュール        |
| 3 防犯カメラ設置事業について         | ① 防犯カメラ設置補助金利用状況 ② 防犯カメラ公園設置リース事業の進捗 ③ 今後の拡充策 |
| 4 でまんど相乗りタクシー(マイタク)について | ① 利用対象者 ② 障害者への周知方法 ③ 既存バス路線への影響 ④ 財政への影響     |

#### Q&A 【地域の諸課題について】 第二回定例会 3

**Q** 第五コミュニティセンターにおいて、授乳室・多機能型トイレ・エレベーター設置等による施設のバリアフリー化について要望書が提出されましたが、当局として具体的な対応をどのように考えているか伺います。

**A** 授乳室については、1階玄関ホールの一部を整理させていただき、授乳コーナーとして今年度中には整備していきたいと考えております。多機能トイレについては、本施設がコンパクトであるため、設置場所の検討や予算の確保が必要となります。来年度以降に設置に向けて検討していきたいと考えております。また、エレベーターの設置などのバリアフリー化については、公民館・コミュニティセンター全体の改修計画の中で、検討していきたいと考えております。

**Q** 駅南側地区において重要な都市計画道路である、江田天川大島線の六供地域と松並木地区を結ぶ区間の進捗状況を伺います。

**A** 江田天川大島線Ⅱ期の進捗状況ですが、今年度から順次工事に着手する予定です。次に、江田天川大島線Ⅲ期ですが今年度は引き続き用地買収を進めております。

※都市計画道路「江田天川大島線」Ⅱ期工事が開始されました→



※設置された授乳コーナー

## Q&A【赤城山の観光振興について】第二回定例会 4

**Q** 群馬県内全般的に言えることですが、県内の各湖の特徴として、水面の活用があまりなされていないと言えるかと思えます。それは赤城大沼も例外ではなく、スタンドアップパドルというレジャースポーツやケーブルウエイクボードなど活用方法を考えるべきであると思えますが当局がどのように考えているのか伺います。

**A**  水難事故もあったことから安全管理上、沼に入るのは危険ではないかという意見はありますが、赤城山の観光振興策として、新たなアクティビティ導入について地元観光事業者と引き続き検討してまいりたいと考えております。

## Q&A【手話言語条例について】第二回定例会 5

**Q** 「第63回全国ろうあ者大会inぐんま」が来場者数3000人を超える盛況であり、本県においても3月に手話言語条例が全会一致で採決されている一方、未だ本市には手話言語条例が存在していません。そこで本市における手話言語条例の制定の考えについて見解を伺います。

**A**  本市といたしましては、全国や県内の動向等を見守りながら、聴覚障害当事者団体や関係団体、有識者等、幅広い意見をお聞きする中で、他の障害との整合性に配慮しつつ、関係機関と連携して研究してまいりたいと考えております。

## Q&A【競輪事業について】第三回定例会 1

**Q** 今回のH26年度決算において競輪事業の収益はいくらになるのか、加えて本市財政への一般会計の繰越金の見通しを伺います。

**A**  実質的な収益と考えられる繰出金と基金積立は、26年度が繰出金2億円と基金4億9千万円の計6億9千万円となります。また一般会計への繰越金の見通しについてですが、今年度においてもミッドナイト競輪の積極的な実施による収益改善や、館林場外建設時の借入金の繰り上げ償還などにより、26年度と同額の2億円を計上させて頂きました。

**Q** 競輪収益金は現在では一般会計へ繰入された時点で一般財源化することから、その用途については明確化されていない現状があると思っております。そこで財政の健全化に寄与し、その用途についても社会福祉や教育面に使用され市民還元していることを明確化するためにも、一般会計への繰入金を特定財源化し、その用途を明確にするべきと考えますが、当局の見解を伺います。

**A**  繰入金の特定財源化については、収益金が毎年度、必ずしも安定した財源として見込めるものではないことから特定財源化には課題があると考えていますが、用途については市民によりわかりやすい説明を行っていきたいと考えています。

## トピックス1



本年3月に群馬県議会において、下記趣旨に則り、議員提案により手話言語条例が議案提出され、全会一致で可決されました。前橋市議会においても現在、日本初となる全会派の合意による「前橋市手話言語条例」(仮称)の制定に向け、議会内で代表者による研究会を設置し、素案を作成中です。ろう者の代表の方々や手話通訳者など多くの関係者からの意見を伺い、反映させたものを、第四回定例議会(12月)において議案提出を予定をしているところであります。私も前橋市聴覚障害者福祉協会の顧問として、所属会派より関係者の意見がより多く反映された条例となるよう鋭意努力しているところです。

### —参考資料— 【手話言語条例】群馬県手話言語条例前文抜粋

手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通の際に用いられている。わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかし、発音訓練を中心とする口話法の導入により、昭和八年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。当時のろう教育は、手話とろう者に対する理解が乏しかったため、結果的に十分に手話を使う権利や、少なからずろう者の尊厳が損なわれてきた。手話の普及を図るため、戦後間もない昭和二十二年五月に、全国から二百人以上のろう者が群馬県の伊香保温泉に集い、これを出発点に全国各地へ手話の普及活動を展開させ、今に至っている。現在では、憲法や法律に手話を規定する国も増えており、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。そして、わが国でも平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むと規定され、平成二十六年には障害者の権利に関する条約が批准されている。群馬県では、平成十五年に人にやさしい福祉のまちづくり条例を制定し、障害者への理解と共生を推進してきている。そこで、手話は言語であるとの認識に立ち、県民に広くろう者と手話に対する理解を広め、ろう者の人権を尊重し、日常生活や社会生活を安心して送り、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する「まちづくり」の展開を目指し、更に、等しく全ての障害者への理解と共生社会の実現に寄与すべくこの条例を制定する。



## トピックス2

平成28年1月23日(土)運行開始!  
**マイタク** でまんど相乗りタクシー  
タクシー運賃の一部を支援します!

詳細は前橋市  
ホームページを  
ご覧ください。

## トピックス3

平成27年度 **前橋市空家対策補助**  
前橋市は平成27年度7月から  
空家の活用や解体のための費用の補助を始めます

**くぼた出** 住所:前橋市文京町3丁目26-9 TEL:027-226-6588 FAX:027-226-6286

 Facebook <http://www.facebook.com/izuru.kubota1>